― 犬猫の引き取り・収容動物の取り扱い及び啓発強化に関する要望 ―

北　海　道　知　事　殿
北海道内市町村長殿

特定非営利活動法人　あいがん動物を守るHOKKAIDOしっぽの会
北海道夕張郡長沼町西1線北15番地　電話0123-89-2310

私たちは、人と動物とのよりよい共生を目指し、北海道及び北海道内市町村の動物行政の指針となる計画に下記事項の変更・実施を求めます。

1. 引き取り手数料の有料化

むやみな繁殖や安易な飼育放棄などにおける所有者責任を明確にするためには、引き取り料を徴収すべきと考えます。行政における犬猫の殺処分は税金で行われていますが、動物を飼養していない人や動物を終生適正飼養している人の税収を、動物を放棄する人のために使うべきではないと考えます。また、このような住民サービスが飼育放棄を増やす側面も否めません。札幌市・小樽市・旭川市・函館市の市立保健所に、所有者からの犬猫の引き取りを有料化することを求めます。

2. 札幌市内の各保健所、各区役所における放棄犬猫引き取り業務の廃止及び戸口引き取りの廃止
道内各保健所以外での放棄犬猫引き取り業務の廃止

札幌市内の各保健所、各区役所における犬猫の引き取り及び戸口犬猫の引き取り、各市町村の保健所以外での犬猫の引き取りは、専任の担当者がいないことから飼い主に対して充分な説明・指導が行われにくく、安易な飼育放棄につながりかねません。2006年1月に通達された「環境省告示第26号」では犬猫の引き取りを「責任の徹底を図る観点から、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言に努めること」とあることからも、充分な話し合いは不可欠と考えます。また、過剰な住民への便宜は安易な飼養放棄を招きかねず、飼い主の無責任を助長させかねません。犬猫収容施設以外での犬猫引き取り業務の廃止を求めます。

3. 保護期間の延長（10日間以上）

多くの自治体は、「狂犬病予防法」により、2日間の「公示」、4日目には「譲渡・殺処分ができる」という業務になっていますが、迷子にしてしまった飼い主が、保健所に連絡するまでの期間を考えると、収容期限の延長が必要であり、返還・譲渡率を高め殺処分される犬や猫を減らすためにも、一定の収容期間が必要です。また、現在、収容期間が定められていない猫や飼育放棄の犬についても、再飼養支援のために保護期間を10日間以上とすることを求めます。

4. 道内全保健所ホームページ内「犬猫情報」の設置もしくは改善

返還・譲渡率を高め犬猫の殺処分数を減らすには、わかりやすく探しやすい情報の公示が不可欠です。全国には保護犬の情報をネットで公示して、返還頭数、譲渡頭数ともに大きく伸ばした自治体もあります。全道立保健所のホームページに収容犬猫の情報を公示し、また、ホームページ自体は設置されていても「収容犬猫情報」が一目でわからない場合は、トップページに「収容犬猫情報」といったわかりやすいリンクバナーを設けるなど、ネットの公示改善を求めます。

5. 一般の飼い主（及び畜犬登録の飼い主）対象の講習会の実施

飼い主の犬猫の放棄理由は、引越しや飼い主の死亡・病気などの他に、犬猫が病気になった・高齢になった・しつけが出来ないなどの理由も多く、最期まで終生飼養しない無責任な飼い主に放棄される犬猫は後を絶ちません。殺処分される犬猫を減らすためには、飼い主のモラルの向上は欠かせません。犬猫を飼い始めたからには、知っておかなければならない飼い方、マナー、モラルなど、飼い主の義務と責任として学ぶことができる「犬猫を迎え入れるにあたっての講習」を定期的に開催することを求めます。

6. 猫の飼養に関する普及啓発の実施

猫の殺処分の大半は子猫です。次々と生まれる子猫を殺処分していても、全体の殺処分数を減らすことには繋がりません。飼い猫の室内飼いの徹底と不妊手術の重要性を説明したパンフレットの配布・ポスターの掲示、または上記の講習などで積極的に広く普及啓発していくことを求めます。

■提出方法：原本は北海道知事宛てに、北海道の各総合振興局、道内市立保健所にはコピーを提出いたします。
■締 切 日：2012年３月末日

しっぽの会は個人情報の保護に関する法律に基づき、情報は適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。